

情報最前線

■第11回地域審議会の日時・場所（予定）

審議会名	日時	会場
西条地区 地域審議会	11月19日(木) 13時30分	市庁舎本館 5階大会議室
丹原地区 地域審議会	11月26日(木) 10時	丹原福祉センター 2階大会議室
小松地区 地域審議会	11月26日(木) 13時30分	小松総合支所 2階ホール
東予地区 地域審議会	11月27日(金) 13時30分	東予総合福祉センター 2階会議室

地域審議会を開催します

地域審議会は、新市建設計画の変更点や執行状況などについて、市長から委嘱された委員の皆さんに審議していただくものです。

今回は第11回目です、左表の日程で開催する予定です。

傍聴を希望する方は、直接会場へお越しください。

■問合せ

市庁舎本館企画課
地域振興・行革推進係
TEL 0897-52-1346

○各総合支所総務課
総務調整係

国民年金の社会保険料控除
証明書を送付します

納めていただいた国民年金保険料は、所得税や住民税の「社会保険料控除」の対象となり、申告を行うことで課税対象所得から控除されます。

申告の際には、保険料を納付したことを証明する書類を申告書に添付することが税法

で義務付けられています。

このため、保険料の納付を証明する資料として「社会保険料控除証明書」（ハガキ様式）が11月上旬または来年2月に社会保険庁から送られてきます。

申告の際には、この控除証明書をご利用ください。

■控除証明書の送付対象者

○11月送付対象者
今年1月1日～9月30日の間に、国民年金保険料の納付実績がある方

○翌年2月送付対象者
今年10月1日～12月31日の間に、その年初めて国民年金保険料の納付があった方

■領収証書も大切に
保険料の納め忘れなどで納付が遅れると、控除証明書の証明額に記載されない場合があります。

あります。この場合は領収証書などで控除額を自己申告しなければなりません。

保険料の領収証書は大切に保管しておいてください。

■問合せ

○控除証明書専用ダイヤル
TEL 0570-070-117

○IP電話用の控除証明書専用ダイヤル
TEL 03-6700-1130

※控除証明書専用ダイヤルの開設期間は、11月2日(月)～平成22年3月13日(土)（受付は、月～金曜日の8時30分～17時15分、第2土曜日の9時30分～16時）です。

水道メーター現況調査にご協力ください

市では西条地区の上水道・簡易水道・西ひうち水道利用区域で、水道メーターの位置確認など、現況を把握するための調査を行っています。

12月にかけて、調査員が各ご家庭のメーター確認を行いますので、ご協力をお願いします。

■問合せ 市庁舎本館水道業務課 水道料金係
TEL 0897-52-1584

視覚障害のある方に
図書を貸し出しています

■利用できる方
著作権の関係上、視覚障害の身体障害者手帳を所持している方のみ利用できます。

■利用方法

利用するには事前に登録が必要ですが、登録・貸し出しを希望する方は、貸出場所へ直接出向くかお電話ください。

■利用日
毎週水曜日（祝日・年末年始除く）9時～正午

■所蔵テープ
時代小説、現代小説、エッセイ、サスペンス小説、文芸図書など

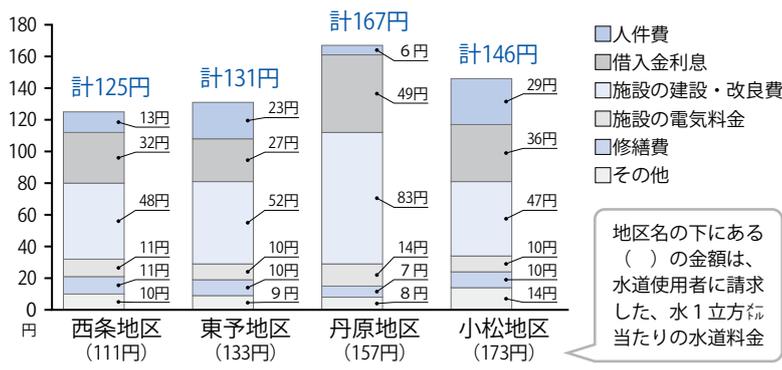
■貸出場所

総合福祉センター（もてこい元気館）1階 図書・テープライブラリー
TEL 0897-55-0294

市民に愛される水道に向けて

水道水の給水にかかる費用

下のグラフは、ご家庭に水道水をお届けするまでにかかった平成20年度の費用（水1立方メートルあたり）の内訳を地区ごとに示しています。これらの費用はすべて、安全な水を安定的に供給するために必要不可欠なものです。市では今後も経費節減に一層努めますので、水道使用者の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



問合せ 市庁舎本館水道業務課 TEL0897-52-1352